

郡山市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

平成25年4月19日制定
平成26年10月1日一部改正
平成28年1月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月18日一部改正
平成30年9月20日一部改正
平成30年12月13日一部改正
令和元年6月4日一部改正
令和元年12月10日一部改正
令和3年3月17日一部改正
令和3年5月26日一部改正
令和4年4月15日一部改正
令和6年8月30日一部改正
令和7年3月31日一部改正
〔こども部こども家庭課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、母子家庭等の母等の就業支援の一環として、当該母子家庭等の母等が職業能力の開発のための講座（以下「講座」という。）を受講するに当たり、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を予算の範囲内で支給することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 母子家庭等の母等 母子家庭の母又は父子家庭の父であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者で現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。
- (2) 受講開始日 訓練給付金の給付対象となる講座の受講を開始した日をいう。
- (3) 教育訓練施設 訓練給付金の給付対象となる講座を提供する事業者等をいう。

（対象者）

第3条 訓練給付金の支給対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている母子家庭等の母等であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、(1)の規定は適用しない。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

(2) 訓練給付金の支給を受けようとする者の就業経験、希望職種、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況等から判断して、当該講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(3) 原則として過去にこの要綱に基づく訓練給付金若しくは他の地方公共団体において自立支援教育訓練給付金を受給していないこと又は現に求職者支援制度による職業訓練受講給付金その他訓練給付金と趣旨を同じくする他の制度を利用していないこと。

(対象講座)

第4条 訓練給付金の対象となる講座は、次の講座とする。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」と言う。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座

(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

(支給額)

第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号又は第2号の講座を受講する者のうち、受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額の60パーセントに相当する額とする。ただし、その額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

(2) 前条第3号の講座を受講する者のうち、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（(3)に掲げる者を除く。））

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額の60パーセントに相当する額とする。ただし、その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合の支給額は修学年数に40万円を乗じて得た額（修学年数に40万円を乗じて得た額が160万円を超える場合の支給額は160万円）とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限

る。) の85パーセントに相当する額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合 240 万円を超えるときは、 240 万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(4) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。

(事前相談)

第6条 訓練給付金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に訓練給付金を受けることについて、相談（以下「事前相談」という。）をしなければならない。

2 市長は、前項の事前相談において申請者の受給要件について聴き取り調査を行うほか、職業生活の展望等について確認し、申請者の自立が効果的に図られること及び講座の受講の必要性について十分に検討するものとする。

3 市長は、前2項の規定により事前相談を実施する場合は、次に定めるところにより実施するものとする。

(1) 過去の訓練給付金の受給の有無について確認すること。

(2) 第3条各号の状況等について十分に聴き取り、訓練給付金の利用が申請者の資格取得及び適当な職への就職に真に結びつくかどうか判断すること。

(3) 申請者の希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合は、適宜、住所地を管轄する公共職業安定所に確認する等して、受給資格の確認に努めること。

(受講資格の確認に関する手続等)

第7条 申請者は、受講しようとする講座について自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認願（第1号様式。以下「受講資格確認願」という。）を市長に提出し、当該講座の受講開始前にあらかじめ、受給資格の確認を受けなければならない。

2 受講資格確認願には、次の書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

(2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類又は郡山市母子・父子自立支援計画書（第2号様式）（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

3 市長は、受講資格確認願を受理した場合は、速やかに、対象者の受講資格を確認し、遅滞な

く、自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認書（第3号様式）により申請者に通知する。

- 4 市長は、前項の規定による通知をする場合には、申請者の意向等を踏まえ、当該申請者が受講しようとする講座が適当であることの検討を行った上で通知するものとする。また、必要に応じ講座の変更を助言すること等、申請者に的確な支援を行うよう努めるものとする。

（支給申請）

第8条 給付金の支給申請は次のとおりとする。

訓練給付金の場合

- (1) 申請者が訓練給付金の支給を受けようとするときは、自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認書に係る講座の修了日から起算して30日以内に、自立支援教育訓練給付金支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる申請者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、天災、事故、病気等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (2) 支給申請書には、前条第2項各号に定める書類のほか、次の書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

ア 自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認書

イ 教育訓練施設の長が当該施設の修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練の修了を認定する書類若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（同条第3項によって支給する場合に限る。）

ウ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

エ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

2 訓練給付金の追加支給等の場合

- (1) 申請者が訓練給付金の追加支給を受けようとするときは、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に、自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（第5号様式。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を市長に提出しなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる申請者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に支給申請書（追加支給用）を市長に提出しなければならない。ただし、天災、事故、病気等やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

- (2) 支給申請書（追加支給用）には、前条第2項各号に定める書類のほか、次の書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

ア 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

イ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

ウ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

エ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

3 支給方法の特例（第5条第1項第2号に規定する者に対する支給に限る。）

訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定すること。

（支給決定）

第9条 市長は、前条の規定による訓練給付金の支給の申請があったときは、当該申請に係る訓練給付金の支給要件について調査し、当該訓練給付金の額を算定して、速やかに自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 給付金は、本市に対し本事業に係る国庫補助金の交付決定がされる場合に支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により訓練給付金の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により訓練給付金の支給決定を取り消したときは、自立支援教育訓練給付金支給取消通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（訓練給付金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により訓練給付金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、自立支援教育訓練給付金返還命令書（第8号様式）により、既に支給している訓練給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第12条 この要綱の実施に当たり、定めのない事項は、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成29年3月29日付け雇児発0329第7号）別紙自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の例により実施するものとし、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行し、平成25年度以後の年度分の給付金から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月20日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年年12月10日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第 226 号）第23条第 1 項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- （経過措置）
- 2 （1）令和 3 年 7 月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第 224 号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第 292 条第 1 項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡

婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

(2) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 この要綱の施行の際に現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際に現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際に現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 7 条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認願

年 月 日

郡 山 市 長

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、私の受講資格の確認をお願いします。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月 日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練 給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育 訓練給付金の受給資格が	ある・ない	
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが	ある・ない	
☐ 申請に当たり必要な事項の確認のために私の住民票情報を市長が閲覧することに同意しま す。(同意がない場合、住民票の提出が必要です。)			
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の60パーセントに相当する額（雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金を受講する場合、その額が20万円を超える場合は20万円とします。また、専門実践教育訓練を受講する場合、その額が修業年数に40万円を乗じた額を超える場合は修業年数に40万円を乗じた額（修学年数に40万円を乗じて得た額が160万円を超える場合の支給額は160万円）とします。なお、その額が12千円を超えない場合は、支給の対象となりません。）です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要経費（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額を記入してください。なお、給付金の支給に当たっては、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給を受けることができる申請者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の全部又は一部を省略することができます。

(添付書類)

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し
- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類又は郡山市母子・父子自立支援計画書（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

第2号様式（第7条関係）

郡山市母子・父子自立支援計画書

面接日	年 月 日 ()	面接者名			
相談者名		生年月日	年 月 日 (歳)		
住 所					
連絡先					
相談経路	本人・友人の紹介・家族・親族の紹介・当事者団体の紹介・福祉関連機関・その他 具体的に：				
福祉サー ビス状況	児童手当 (状況：)				
	児童扶養手当 (状況：)				
	保育施設 (状況：)				
	生活保護 (状況：)				
	(状況：)				
来所に至 るきっか け					
相談者の状況					
現在の 同居家族	氏 名	続柄	生年月日	職業等	健康状態等
住居状況	☐ 持ち家 ☐ 実家 ☐ 借家（公営・民間） ☐ その他（ ） 現住居の名義人 … ☐ 本人 ☐ その他（ ）				

家計の 状況	収	入	支	出	
	合計	円 / 月	合計	円 / 月	
	(内 訳)		(内 訳)		
	稼働収入	円 / 月	家賃	円 / 月	
	児童扶養手当	円 / 月	食費	円 / 月	
	児童手当	円 / 月	水光熱費	円 / 月	
	養育費	円 / 月	携帯代	円 / 月	
	遺族年金	円 / 月	車 (ガソリン代)	円 / 月	
	親からの援助	円 / 月	保育料	円 / 月	
	預金	円 / 月	教育費	円 / 月	
	失業給付金	円 / 月	負債返済額	円 / 月	
	その他	円 / 月	その他	円 / 月	
	養育費	ひとり親になったいきさつ () 養育費の支払い ☐ 有 (円 / 月) ☐ 無			
	職歴・ 資格等	主な職歴・勤続年数			
主な転職理由					
本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由					
本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由					
本人が有する資格・免許等					

現在の 職業	職種・業務内容
	雇用形態・給与
	勤務時間・処遇等
	勤務年数
	その他

自立目標		
自立・就労に対する阻害要因		支援方策
取得したい 資格		
資格取得後の 就労目標	職種・業務内容	
	雇用形態・給与	
	勤務時間・処遇等	

※郡山市母子・父子自立支援計画書は、申請者に聞き取りを行った上で郡山市が策定する。

第 3 号様式（第 7 条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認書

①氏名	フリガナ ----- 	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)		電話
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦支給方法			
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認願に基づき審査したところ、上記のとおり資格を確認したので通知します。

年 月 日

郡 山 市 長



(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
 - 2 給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の60パーセントに相当する額（雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金を受講する場合、その額が20万円を超える場合は20万円とします。また専門実践教育訓練を受講する場合、その額が修業年数に40万円を乗じた額を超える場合は修業年数に40万円を乗じた額（修学年数に40万円を乗じて得た額が160万円を超える場合の支給額は160万円）とします。なおその額が12千円を超えない場合は、支給の対象となりません。）です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
 - 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
 - 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
 - 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の全部又は一部を省略することができます。
- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し
 - (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類又は郡山市母子・父子自立支援計画書（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
 - (4) 自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認書
 - (5) 教育訓練施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（同条第3項によって支給する場合に限る。）
 - (6) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。）
 - (7) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 住所
氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 （ 歳）
	個人番号		
②住所	（〒 ）		電話（ ） —
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日～ 年 月 日 （受講開始日） うち 年 月 日～ 年 月 日 （初日） （末日）		
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦雇用保険法による教育 訓練給付金の受給額	円		
⑧申請額	円		
⑨希望する支払先金融 機関	金融機関名：	口座の種類：普通・当座・その他	
	支店名：	口座番号：	
	口座名義（フリガナ）：		
☐ 申請に当たり必要な事項の確認のために私の住民票情報を市長が閲覧することに同意します。（同意がない場合、住民票の提出が必要です。）			
(備考)			

(注意)

- 1 受講修了日から起算して30日以内に申請してください。ただし、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方は、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に申請してください。
- 2 この様式には、次に掲げる書類を添付してください。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の全部又は一部を省略することができます。
 - (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し
 - (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類又は郡山市母子・父子自立支援計画書（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
 - (4) 自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認書
 - (5) 教育訓練施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第8条第3項によって支給する場合に限る。）
 - (6) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。）
 - (7) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

第 5 号様式（第 8 条関係）
自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 住所
氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒)	電話 ()	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称	
⑦就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		
⑧所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円
⑪希望する支払先金融機関	金融機関名：		口座の種類：普通・当座・その他
	支店名：		口座番号：
	口座名義（フリガナ）：		
☐ 申請に当たり必要な事項の確認のために私の住民票情報を市長が閲覧することに同意します。（同意がない場合、住民票の提出が必要です。）			
(備考)			

事業主の証明欄

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

第 号
年 月 日

様

郡山市長



自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

年 月 日申請の自立支援教育訓練給付金支給事業について、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

- 1 この給付金の給付の対象となる事業及び経費並びに給付金の額は、次のとおりです。

給付金対象事業	給付対象経費	給付金の額

- 2 虚偽の申請その他不正な行為があった場合には、この給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に支給された給付金があるときは、その返還を命ずることがあります。

第 7 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

郡 山 市 長



自立支援教育訓練給付金支給取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した自立支援教育訓練給付金の支給については、下記理由により取り消します。

記

取り消しの理由

第 号
年 月 日

様

郡 山 市 長



自立支援教育訓練給付金返還命令書

年 月 日付け 第 号により決定した自立支援教育訓練給付金について、下記のとおり返還を命じます。

記

返還額 金 円

返還金については、別に市が発行する納入通知書により納付すること。